

(別紙2)

令和8年度地域 AX・DX 人材育成基盤強化実施業務プロポーザル評価要領

「令和8年度地域 AX・DX 人材育成基盤強化実施業務」を委託するに当たり、契約の締結先として最もふさわしい事業者を選定するため、提出のあった企画提案の審査を下記のとおり実施する。

1 審査会の設置

(1) 審査会の名称

令和8年度地域 AX・DX 人材育成基盤強化実施業務審査会

(2) 審査委員

審査委員の人数は5人とする。

2 審査の進め方

企画提案書、見積書及びプレゼンテーションを踏まえ審査を行う。

なお、下記の基準に満たない提案者は失格とし、審査会での審査を行わない。

(1) 見積価格が予算額を超えた場合

(2) 公募型プロポーザル参加資格要件が欠落していた場合（令和8年度地域 AX・DX 人材育成基盤強化実施業務実施要領（以下「実施要領」という。）の2関係）

3 選定方法

(1) 各審査委員が4の審査項目及び評価基準に従い、提案者ごとの評価点（120点満点）をつける。

(2) 各審査委員は、評価点の高い提案者から順に、順位点を付与する。

<順位点>

最も評価点の高い提案者：1点

2番目に評価点の高い提案者：2点

3番目に評価点の高い提案者：3点

…

X番目に評価点の高い提案者：X点

(3) 各審査委員の順位点の合計が最も低い提案者を、最優秀提案者として選定する。

(4) 最優秀提案者以外の提案者についても、順位点の合計が低い提案者順に順位を決定する。

4 審査項目及び評価基準

(1) 審査項目及び配点（120点）

1 事業の提案内容（配点105点満点）
(1) 【全体設計】 人材育成から伴走支援まで一体的な流れが設計されており、各プログラムが段階的かつ効果的に連動する構成となっているか。
(2) 【一般社員向け知識習得講座】 基礎知識の習得を目的とし、幅広い層が理解しやすい講座構成となっているか。
(3) 【経営層及び企業内推進役向け知識習得講座】 経営層及び企業内推進役の理解促進及び行動変容に繋がる実践的かつ効果的な内容となっているか。
(4) 【経営層及び企業内推進役向けワークショップ】 実践的なテーマを題材として、課題の整理、原因分析、解決策の検討及び実施計画の策定までを行う構成となっているか。
(5) 【経営層及び企業内推進役向けワークショップ 産学連携（鳥取大学）】 鳥取大学との連携内容が具体的であり、専門的知見を効果的に活用できる提案となっているか。

	(6) 【経営層及び企業内推進役向けワークショップ 企業連携（メンター）】 県内企業との連携により、実践性及び学習効果を高める工夫が提案されているか。
	(7) 【経営層及び企業内推進役向け伴走支援】 具体的かつ実効性のあるものとなっており、モデル事例の創出に繋がる提案となっているか。
	(8) 【支援機関向け知識習得講座】 支援機関職員の支援能力向上に資する内容であり、企業支援への波及が期待できる構成となっているか。
	(9) 【成果発表・横展開】 成果の可視化及び横展開により、地域全体への波及効果が期待できる提案となっているか。
	(10) 【受講者募集】 多様な企業の参加を促すための広報手法及び工夫が具体的に示されているか。
	(11) 【追加提案】 その他、学習効果や事業効果を高めるための有効な追加提案がなされているか。
2	事業実績（配点5点満点）
	(12)類似事業の経験や知見が豊富で、成果を上げているか。
3	見積価格・県内企業（配点10点満点）
	(13) 予算額との比較に基づき点数化した見積価格。 ※見積価格が低いほど高得点となる評価方式を採用しているが、具体的な計算方法は非公表とする。
	(14) 鳥取県内に事業所（本店、支店等）を有しているか。
4	個人情報漏えい等の有無（該当する場合、5点減点）
	(15) 過去2年間に受託業務における個人情報の漏えい等の事件を発生させていないか。 ※

※個人情報の管理に係る申告書（様式第6号）の記載内容を基に判定

審査項目ごとの項目点は各5点満点とし、それぞれに係数（非公表）を乗じた点数を各審査項目の評
価点とする。

(2) 評価基準

評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

項目点	評価基準
5点	非常に優れている
4点	優れている
3点	標準的である
2点	劣る
1点	非常に劣る
0点	要件を満たしていない、記載がない

5 その他

- (1) 順位点の合計が同点であった場合は、審査委員の協議により順位を決定するものとする。
- (2) 実施要領8に記載のプレゼンテーションを欠席した審査委員があった場合、評価にあたっては、当該委員が事前に評価を行った審査項目についてはその評価点を採用し、評価を行わなかった審査項目については出席した委員の平均点を欠席した委員の評価点とする。また、協議を行う場合は、出席した委員のみで行うこととする。
- (3) 提案者が1者のみの場合は、「3 見積価格・県内企業」を除いた審査委員の評価点の平均が、60点以上の者を最優秀提案者として選定する。